

# 【長期収載品の選定療養費について】

## <長期収載品の選定療養費とは>

- ・長期収載品の選定療養費とは令和6年の診療報酬改定により、令和6年10月1日から導入される制度で患者さんが後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品（長期収載品）を選択した場合にその差額の4分の1を自己負担していただく制度です。
- ・患者さんが長期収載品を希望された際は選定療養費として自己負担が発生します。

## <対象となる医薬品>

- ・後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換率が50%を超える長期収載品で、外来患者さんが対象となります。（\*在宅注射薬剤も対象となります。）

## <対象外となる医薬品>

- ・医師が医療上の必要性があると判断した場合
- ・後発品の提供が困難な場合
- ・バイオ医薬品
- ・入院患者

## <負担金額>

- ・長期収載品（先発医薬品）の薬価と、後発医薬品で一番高い薬価の価格差から4分の1を選定療養費としてお支払いいただきます。\*選定療養費には消費税もかかります

姉崎病院 病院長